利根川下流流域治水協議会　印旛沼緊急治水対策部会　規約（案）

（名称）

第１条　本部会は、「利根川下流流域治水協議会　印旛沼緊急治水対策部会」（以下、「部会」という。）と称する。

（設置目的）

第２条　令和８年８月千葉豪雨及び台風第２５号大雨により、北印旛沼堤防の決壊をはじめ、鹿島川や高崎川で越水が発生し、さらには各地で内水被害が発生したことを踏まえ、関係機関が連携し、被害が著しかった地域の内水被害にも寄与する治水対策の具体的な取組を策定することを目的に設置する。

（部会の構成）

第３条　部会は、別表の組織にある者をもって構成する。

２　部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

３　部会には、オブザーバーとして関係機関を参加させることができる。

（部会の実施事項）

第４条　部会は、令和８年８月千葉豪雨及び台風第２５号大雨により、北印旛沼堤防の決壊をはじめ、鹿島川や高崎川で越水が発生し、さらには各地で発生した内水被害にも寄与する治水対策の具体的な取組を策定する。

（部会の公開等）

第５条　会議及び資料は、原則として非公開とする。

（事務局）

第６条　部会の事務局は、千葉県県土整備部河川整備課に置く。

（雑則）

第７条　この規約に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、部会で定めるものとする。

（附則）

１　規約は、令和８年１１月　　日から施行する。

別表

利根川下流流域治水協議会　印旛沼緊急治水対策部会　組織

（構成員）

千葉市長

船橋市長

成田市長

佐倉市長

習志野市長

八千代市長

鎌ケ谷市長

四街道市長

八街市長

印西市長

白井市長

富里市長

印旛郡酒々井町長

印旛郡栄町長

関東農政局印旛沼二期農業水利農業所調査設計課長

関東地方整備局　利根川下流河川事務所長

独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所長

千葉県農林水産部　農地・農村振興課長

千葉県農林水産部　耕地課長

千葉県農林水産部　印旛農業事務所長

千葉県県土整備部　河川整備課長

千葉県県土整備部　河川環境課長

千葉県県土整備部都市整備局　都市計画課長

千葉県県土整備部都市整備局　建築指導課長

千葉県県土整備部　千葉土木事務所長

千葉県県土整備部　葛南土木事務所長

千葉県県土整備部　東葛飾土木事務所長

千葉県県土整備部　印旛土木事務所長

千葉県県土整備部　成田土木事務所長

（オブザーバー）

千葉県県土整備部都市整備局　下水道課長

（事務局）

千葉県県土整備部　河川整備課